

令和5年度 戸建て木造住宅耐震改修等事業 利用の手引き

目次

事業の概要	・・・ P 2
「耐震改修設計」補助制度利用について	・・・ P 3
「耐震改修工事」補助制度利用について	・・・ P 7
その他の手続きについて	・・・ P 13
よくある質問	・・・ P 14
申請書記入例	・・・ P 25



玉 東 町

事業の概要

1. 事業の目的

戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、耐震改修設計、耐震改修工事を行う方に対して、その費用の一部を補助します。

2. 補助の対象者

戸建て木造住宅所有者（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る）

3. 補助の対象となる住宅

次の全てに該当するもの（※これらの他に各事業の個別の要件もあります。）

- ◆ 玉東町内に存する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの
- ◆ 在来軸組工法、枠組壁工法または伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの
- ◆ 昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ◆ 所有者が町税を滞納していないこと
- ◆ 原則として、建築基準法に係る違反のないもの
- ◆ 過去にこの制度又はその他の補助金の交付を受けて耐震改修設計、耐震改修工事を行っていないもの

4. 補助金の種類

- ◆ 耐震改修設計費補助
- ◆ 耐震改修工事費補助
- ◆ 耐震改修設計工事費（一括）補助（総合支援メニュー）

5. 申請書提出場所：玉東町 建設課

6. 申請受付期間

：令和 5年 6月 1日(木)から
令和 5年12月28日(木)まで

※ただし、募集戸数に限りがございます。申し込み受け付けは先着順とさせていただきます。

補助事業の対象となる経費や補助率など詳しくは次ページ以降を参照してください。

耐震改修設計 補助制度利用について

対象となる経費（設計の内容）

上部構造評点を1.0以上にするために行う改修計画・設計で、次のようなものが対象となります。

- 補強の実施案の作成
 - 耐震改修工事の設計図書の作成
 - 現況の各階平面図の作成
 - 補強の実施案を作成するために、追加調査及び耐震診断書の作成
 - 耐震改修工事費の積算 など
- その他、対象になるか不明なものは、個別でご相談ください。

耐震改修設計を行う建築士

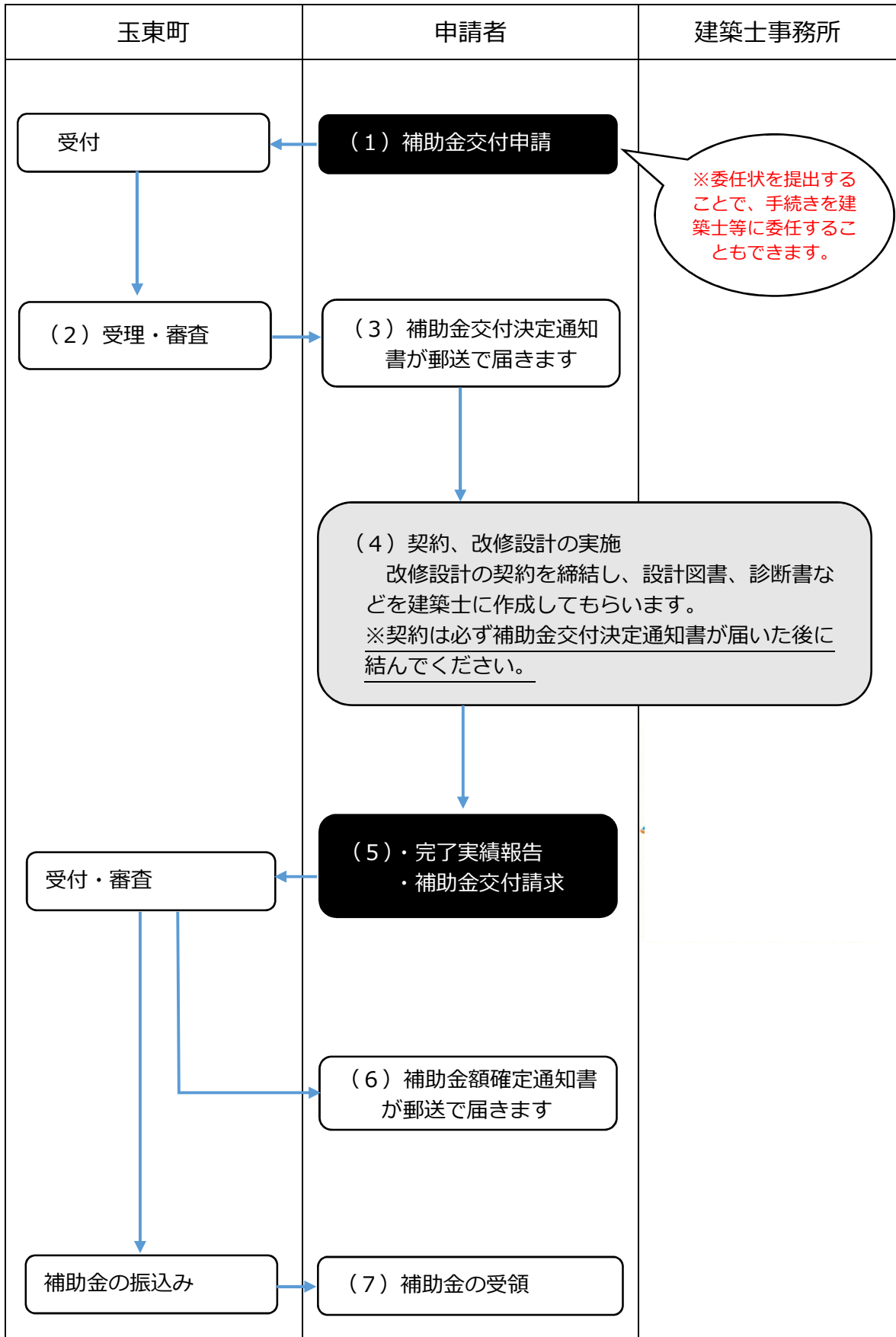
地方自治体または一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士であること。（一級建築士、二級建築士及び木造建築士）

補助率及び補助金の額

上記補助対象経費に補助率（3分の2以内）を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）



補助事業の流れ



事業の実施

(1) 補助金交付申請

最初に行う申請です。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成
を依頼してください。



◆補助金交付申請書類

確認欄	提出書類	入手先
	① 補助金交付申請書（第1号様式）	（建築士へ依頼）
	② ・事業実施計画書（耐震改修設計）（第2号—1様式） ・位置図（住宅地図など）	（建築士へ依頼）
	③ 耐震改修設計の見積書の写し	建築士へ依頼
	④ 設計者の資格がわかる書類（建築士免許証、耐震診断講習会受講修了証等）の写し	建築士へ依頼
	⑤ 申請者の住民票の写し	
	⑥ 住宅の所有者がわかる書類の写し （登記事項証明書又は固定資産課税証明書）	
	⑦ ○○町町税滞納有無調査承諾書（第3号様式） ※ 町税の滞納が無いことの証明書	
	⑧ 補助事業の実施に係る承諾書（第4号様式） ※ 共有者がいる場合に提出	
	⑨ ・建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの ・昭和56年6月以降着工の住宅は、罹災証明書（罹災報告書）	
	⑩ 耐震診断結果報告書の写し（※耐震診断実施済みの場合）	診断時のもの
	⑪ 委任状 ※ 手続きを建築士等に委任する場合に提出	建築士へ依頼

(2) 受理・審査

補助金交付申請書の提出後、町は申請された住宅が補助対象となるかを、申請書類により審査を行います。

(3) 補助金交付決定通知書が郵送で届きます

申請書類の審査・補助金額の審査が済みましたら、町から補助金交付決定通知書を郵送します。

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震改修設計の契約を結んでください。

★補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることができなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約を結んでください。

(8) 遡及適用の場合を除く)

(4) 契約、耐震改修設計の実施

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震改修設計の契約を締結し、耐震改修設計を実施してください。

耐震改修設計の補助対象となる業務は4ページをご覧ください。

- ※ 設計前に一般診断実施済みの場合、一般診断時に不明だった部分の調査・把握は必要ですが、補助上、再診断は必須ではありません（実績報告書に再診断結果の添付不要）。
- ※ 再診断で上部構造評点が1.0以上（倒壊しない、一応倒壊しない）であることが判明した場合に、その後の設計業務を行わず、再診断の業務を対象に補助を受けることもできます。その場合、補助金変更承認申請（第6号様式）を行ってください。

(5) 完了実績報告・補助金交付請求

最後に行う手続きです。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成
を依頼してください。



◆完了実績報告書・補助金交付請求書

確認欄	提出書類	入手先
	① 完了実績報告書（第12号様式）	（建築士へ依頼）
	② 耐震改修設計に係る契約書の写し	建築士へ依頼
	③ 現況の各階平面図	建築士へ依頼
	④ 耐震改修案の設計図書 ・平面図、詳細図、改修後の耐震診断報告書 等 ・写真	建築士へ依頼
	⑤ 耐震改修工事の見積書 ※工事費の積算を補助対象経費に算入した場合に提出	建築士へ依頼
	⑥ 補助金交付請求書（第15号様式） ※後日提出しても構いません(期限:令和6年2月28日)	（建築士へ依頼）
	⑦ 耐震改修設計の領収書の写し ※(6)補助金額確定通知を受領後、提出してください。 (期限:令和6年2月28日)	建築士へ依頼
	⑧ 通帳の写し（口座番号等確認できるもの）	申請者が準備

(6) 補助金額確定通知書が郵送で届きます

完了実績報告書類①～⑤の提出後、町が内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。

⑥～⑧の書類は、令和6年2月28日までに提出してください。

(7) 補助金の受領

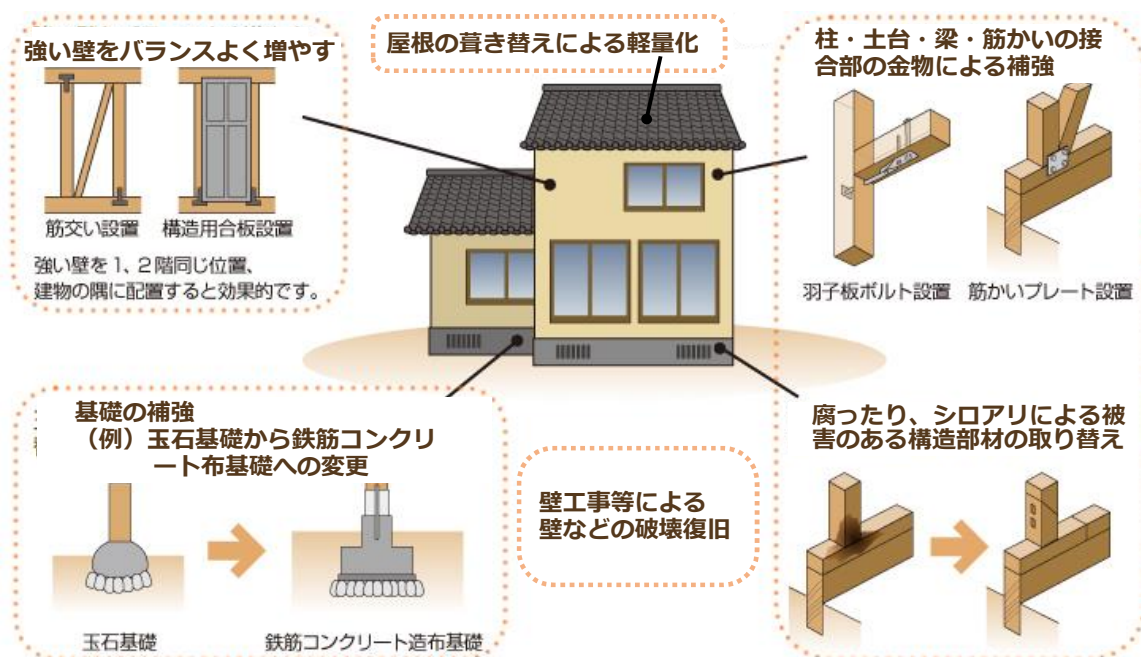
補助金の振込みまでには、補助金交付請求書類⑥～⑧の提出後、1か月ほどかかります。その後、通帳を確認し、補助金が振込まれていたら、本事業は完了となります。

耐震改修工事 補助制度利用について

対象となる耐震改修工事（経費）

補助対象となる耐震改修工事は、一般診断又は精密診断法による耐震診断により地震に対する安全性の評価を行った結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上にするための工事です。また、耐震改修工事のための工事監理も補助対象となります。

主に次のような工事が該当します。



- ※ リフォーム工事は補助対象外ですが、耐震改修工事と同時に実施することは問題ありません。
- ※ 耐震化のために必要な破壊復旧であっても、仕上材を現況のものよりも華美なものにする工事などは補助対象外となります。
- ※ 破壊復旧の範囲は必要最小限の部分が対象です。
(例：壁に筋交いを入れる場合、天井、床の対象範囲は壁から数10cm程度)
- ※ その他、対象となるか不明な工事については、個別にご相談ください。

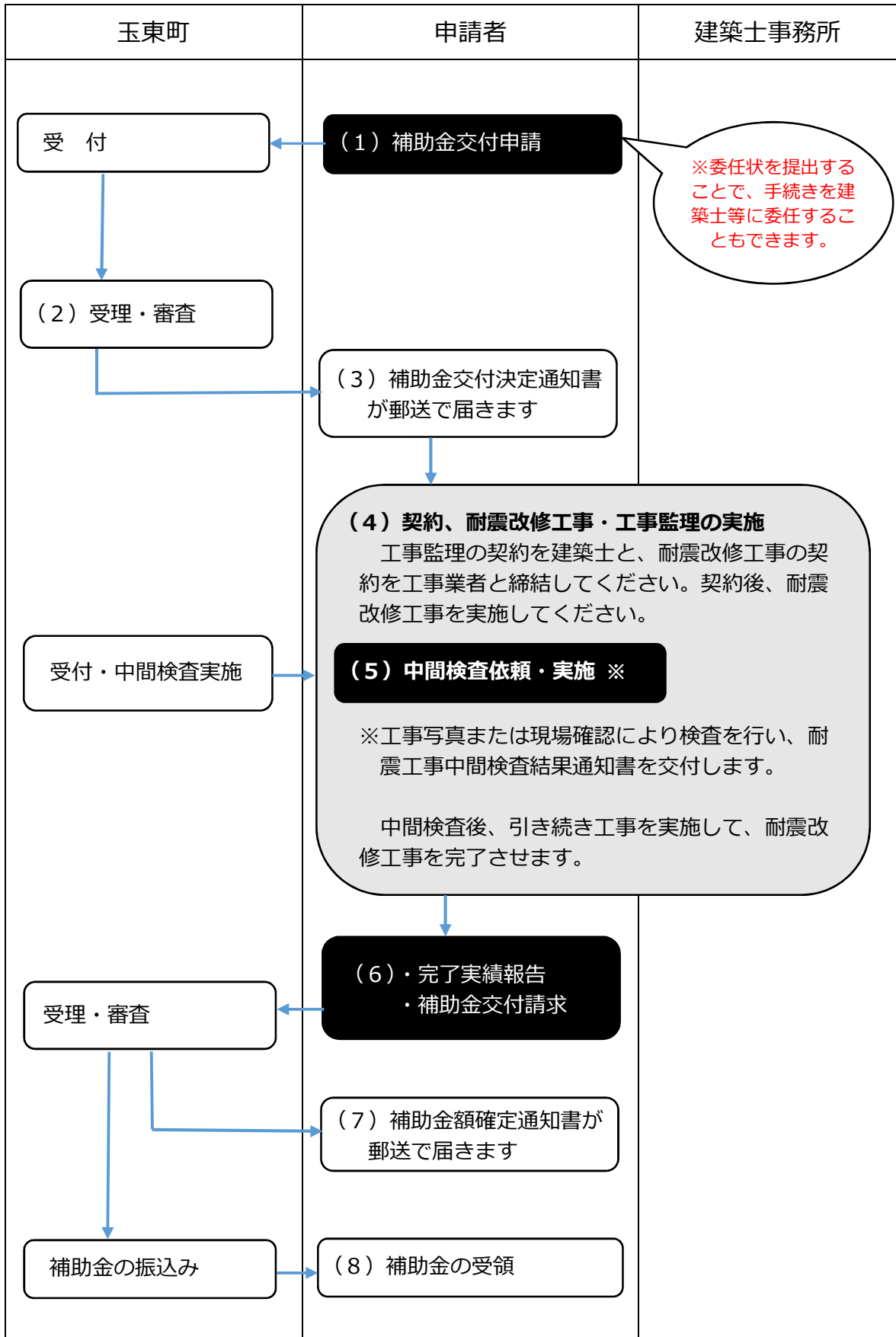
工事監理を行う建築士

地方自治体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士であること。
(一級建築士、二級建築士及び木造建築士)

補助率及び補助金の額

上記補助対象工事経費に補助率（2分の1以内）を乗じて得た額又は60万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）

補助事業の流れ



事業の実施

(1) 補助金交付申請

最初に行う申請です。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成を依頼してください。



◆補助金交付申請書類

確認欄	提出書類	入手先
	① 補助金交付申請書（第1号様式）	（建築士へ依頼）
	② ・事業実施計画書（耐震改修工事）（第2号-2様式） ・位置図（住宅地図など）	（建築士へ依頼）
	③ 工程表	建築士へ依頼
	④ 申請者の住民票の写し	
	⑤ 耐震改修工事及び工事監理の見積書の写し	建築士へ依頼
	⑥ 工事監理を行う建築士の資格がわかる書類（建築士免許証、耐震診断講習会受講修了証等）の写し	建築士へ依頼
	⑦ 住宅の所有者がわかる書類の写し （登記事項証明書又は固定資産課税証明書）	
	⑧ ○○町町税滞納有無調査承諾書（第3号様式） ※ 町税の滞納が無いことの証明書	
	⑨ 補助事業の実施に係る承諾書（第4号様式） ※ 共有者がいる場合に提出	
	⑩ ・建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの ・罹災証明書（罹災報告書）	
	⑪ 現況写真（外観写真2方向以上）	建築士へ依頼
	⑫ 現況の各階平面図	建築士へ依頼
	⑬ 耐震改修の設計図書 ・平面図、詳細図、改修後の耐震診断書 等 ・写真及び現況の耐震診断結果報告書	建築士へ依頼
	⑭ 委任状 ※ 手続きを建築士等に委任する場合に提出	建築士へ依頼

(2) 受理・審査

補助金交付申請書の提出後、町は申請された住宅が補助対象となるかを、申請書類により審査を行います。

(3) 補助金交付決定通知書が郵送で届きます

補助金交付申請書の提出後、町が補助金額を審査して、**補助金交付決定通知書**を郵送します。

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震改修工事及び工事監理の契約を結んでください。

★補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることができなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約を結んでください。
((9) 遡及適用の場合を除く)

(4) 契約、耐震改修工事・工事監理の実施

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震改修工事及び工事監理の契約を締結し、工事を実施してください。

耐震改修工事の補助対象となる業務は8ページをご覧ください。

(5) 中間検査依頼・実施

工事に着手した後、補強状況を目視できる時期に本町職員が工事写真または現場確認により中間検査を行います。

提出の時期については、担当の建築士にご相談ください。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成を依頼してください。



※ 委任状の提出により、申請者に代わって建築士等が書類を提出することができます。

◆ 中間検査依頼書類

確認欄	提出書類	入手先
	① 耐震改修工事中間検査依頼書（第10号様式） ※ 必要な個所に記入と押印をしてください。	建築士へ依頼
	② 耐震改修工事及び工事監理の契約書の写し	建築士へ依頼

(6) 完了実績報告・補助金交付請求

最後に行う手続きです。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成を依頼してください。



※ 委任状の提出により、申請者に代わって建築士等が書類を提出することができます。

◆ 完了実績報告、補助金交付請求書類

確認欄	提出書類	入手先
	① 完了実績報告書（第12号様式）	（建築士へ依頼）
	② 工事監理報告書（第13号様式）	建築士へ依頼
	③ 工事写真（13ページ参照）	建築士へ依頼
	④ 補助金交付請求書（第15号様式） ※後日提出しても構いません(期限:令和6年2月28日)	（建築士へ依頼）
	⑤ 耐震改修工事及びその工事監理の領収書の写し ※(6)補助金額確定通知を受領後、提出してください。 (期限：令和6年2月28日)	建築士へ依頼
	⑥ 通帳の写し（口座番号等確認できるもの）	申請者が準備



◆ 工事写真について



本事業では、耐震改修の設計図書のとおり工事が適切に行われているのを確認するため、工事写真の提出を求めています。工事写真については、建築士（工事監理者）又は施工者が次の工程ごとの写真を撮影します。撮影は耐震改修工事に係るすべての箇所で実施する必要があります。

写真により補強内容が確認できない場合は、引き剥がし等により確認を求めることがあります。

※ 各写真に番号を付し、撮影位置がわかる図面（撮影位置図）を添付してください。

着手前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事着手前の状況がわかる全景写真 ・ 既存の仕上状況が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強材料、仕上材	補強に使用する材料の写真、仕上（復旧）に使用する材料の写真
仕上材等の解体完了時	既存の壁内の状況が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強部材取付作業時	補強部材の取付の作業状況が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強部材取付完了時	補強状況（取付状況）が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強工事完了後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完了後の全景写真（着手前に撮影した場所から撮影） ・ 補強部分の補強後の仕上げ状況が確認できる写真（補強箇所ごと）

（７）補助金額確定通知書が郵送で届きます

完了実績報告書類①～③の提出後、町が内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。

④～⑥の書類は、令和6年2月28日までに提出してください。

（８）補助金の受領

補助金の振込みまでには、補助金交付請求書類④～⑥の提出後、1か月ほどかかります。

その後、通帳を確認し、補助金が振込まれていたら、本事業は完了となります。

その他の手続きについて

◆ 申請内容が変更になった場合

耐震改修設計又は耐震改修工事の途中で、申請した内容（費用、工法、耐震性の評価等）に変更があったときは、変更の手続きが必要な場合がありますので、すみやかに復旧事業課までお問合せください。

◆ 辞退する場合

補助事業を途中で辞退する場合は、補助事業中止（廃止）届（第8号）を提出する必要があります。

その際、補助金を受け取ることができません。また、既に建築士・工務店などが業務を行っている場合の費用は申請者の負担となりますのでご注意ください。

よくある質問

問 1. 伝統的構法は、補助対象となるか。

答 1 : 昭和 25 年以前着工の伝統的構法の住宅でも、補助対象となります。
この場合、伝統的構法により耐震診断・設計等ができる建築士は限られるため、設計等ができる建築士へ依頼する必要があります。

※「伝統的構法」とは、柱・梁等の主要構造部が木材で作られており、貫、さし鴨居、土壁等が多く用いられている日本古来の木造軸組のこと。主に建築基準法制定（昭和 25 年）以前に建てられている。

問 2. 木造の店舗や事務所、アパートなどは補助対象とならないのか。

答 2 : 本事業は戸建て木造住宅を対象としており、店舗や事務所、アパートなどは補助対象としていません。ただし、店舗等の用途を兼ねる戸建て木造住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延床面積の 2 分の 1 未満の住宅母屋に限る）については、主用途が住宅であるとみなして、店舗等の部分も含めて事業対象となります。

問 3. 増築した部分がある場合、建築時期の取り扱いはどうなるのか。

答 3 : 現存する最も着工時期が早い部分により全体を取扱います。
ただし、建築基準法により増築時に既存部分の耐震化が必要な場合で、なされていない場合には、建物全体が違反建築物となり、補助対象とできません。
増築時に既存部分の耐震化が必要であったかについては、県北広域本部景観建築課におたずねください。菊池市隈府 1272-10 0968-25-2729

問 4. 住宅の所有者以外が本事業へ申込みことは可能か。

答 4 : 原則として、申請者は住宅の所有者としていますが、所有者が故人である場合や所有者の障がい、入院など、やむを得ない場合は、必要な書類を提出することで、代理の方でも補助対象者とすることができるものとします。
ただし、代理者の範囲は、当該住宅に居住されている配偶者または 2 親等以内の方（父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹）とします。

問 5. 共有者とは何か。また、共有者が故人の場合どうなるのか。

答 5 : 対象住宅の登記簿上の所有者(権利者)が複数いる場合の所有者のことで、共有者が故人の場合は、除籍謄本など、その方が亡くなられていることが分かる書類を添付してください。

問 6. 購入予定の中古住宅を購入前に補助対象とできないか。

答 6 : 登記・引き渡し前に買主が補助を受けることができる場合があります。申請時に売買契約書の提示及び写しの提出等が必要です。また、引き渡し後又は改修後にすみやかに居住されることが必要です。

**問 7. 申請住宅に現に居住者がいないが改修後に住む予定の場合は補助対象と
ならないのか。**

答 7： 現に居住者がいない場合は、誓約書（耐震改修工事後にすみやかに住むこと及び現に住んでいる場所が自己所有の場合は転居が必要な理由を示したもの）を提出してください。耐震改修後に申請住宅に住む見込みがあると認められる場合は補助対象としています。誓約書の他に、現に住んでいる場所の住民票の写しなどの提出が必要です。

**問 8. 建築確認済証と住宅の所有者がわかるもの（登記事項証明書など）は両方
必要なのか。**

答 8： 建築確認済証により住宅の建築年や手続きがなされているかを確認することができますが、住宅の所有者については、確認できません。それぞれ証明する内容が異なるため、建築確認済証と住宅の所有者がわかるもの（登記事項証明書など）の両方が必要です。どうしても揃わない場合はご相談ください。

問 9. 応急修理との併用は可能か。

答 9： 個々の施工内容について応急修理（公費）と耐震改修補助を重複して受けることはできません。
同じ家の中でも、応急修理（公費）の施工内容と耐震改修補助の施工内容が別々にあることは差支えありません。

問 10. 一般診断法における劣化のチェック項目は、全て耐震改修工事の対象か。

答 10： 耐震診断のうち一般診断法では、表面の劣化等の状態から内部の構造部分の性能を推定する場合がありますが、表面の補修は必ずしも耐震化補助の対象となりません。
例えば、筋交いを追加するために必要な表面仕上げの撤去・復旧は補助の対象となりますが、単なる表面仕上げの補修は、一般診断でチェック項目となった場合でも補助の対象となりません。

問 11. 補助交付申請書等は郵送で提出してよいか。

答 11： 郵送では受け付けておりません。
必要書類を添付の上、玉東町建設課まで直接提出をお願いします。
提出時に内容についてお尋ねする場合があります。

問 12. 耐震改修設計と耐震改修工事を同時に行うことは可能か。

答 12： できるだけ、まず耐震改修設計の補助を受けられ、その結果をもとに耐震改修工事費を算定のうえ耐震改修補助を申請されるようお願いいたします。
なお、申請後に所要額等が変動した場合、変更申請が必要となります。

問 13. 地盤の改良や基礎の補強も耐震には有効と思われるが、補助対象となるのか。

答 13： この制度は、あくまで上部構造が対象であり、地盤については対象となりません。ただし、基礎の補強については、耐震診断の結果、耐震性の向上に有効であると判断された場合は補助対象となります。

問 14. 耐震改修設計を行う建築士や工事監理者、施工業者は自由に選べるのか。

答 14： 耐震改修設計を行う建築士および工事監理者については、木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士であれば自由に選ぶことができます。施工業者については特に条件はなく、自由に選ぶことができます。

問 15. 耐震改修設計等を行う建築士等を紹介してほしい。

答 15： 特定の業者の紹介は行っておりませんが、次のホームページに講習会受講者等の情報が掲載されています。

- ・ 熊本県「建築物耐震診断・耐震改修設計等技術者情報」
http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_1603.html
- ・ 一般財団法人日本建築防災協会「耐震診断・耐震改修実施事務所一覧」
<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/soudan/jimusyow.html>

また、各建築関係団体における耐震改修設計等を行う会員については各団体にお尋ねください。

- (一財) 熊本県建築士事務所協会 電話 096-371-2433
- (公社) 熊本県建築士会 電話 096-383-3200、
- (一社) 熊本県建築協会 電話 096-364-2122

問 16. 耐震診断、耐震改修設計を行わずに耐震改修工事を行いたいが可能か。

答 16： 耐震改修工事を行うためには、耐震診断、耐震改修設計が不可欠です。耐震診断を行うことで、住宅のどの部分が地震に弱いのが分かります。その後、改修設計を行うことで、どこをどのように補強すればよいのが分かり、耐震改修工事の設計図を作成することができます。診断・設計なしに補強を行っても耐震診断、耐震改修設計をせずに耐震改修工事を行うことは、病院で医師の診断を受けずにいきなり手術を行うようなものです。

建築士による無料住宅相談（耐震関係）のご案内

【場 所】 一般社団法人熊本県建築住宅センター

【開催日時】 (毎月第1、第3水曜) 13時～16時

※事前予約が必要です。

電話 096-385-0771

http://www.bhckuma.or.jp/?page_id=65

※耐震設計、改修の補助制度については、玉東役場建設課へおたずねください。

記入例（共通）

第1号様式（第4条関係）

印

年 月 日

捨印を押印

玉東町長 前田 移津行 様

申請者

住所 ○○町○○1234

氏名 熊本 太郎

電話番号 096-△△△-××××

印

本事業で使用する印鑑は、すべてこの印鑑を使用していただくこととなります。

補助金交付申請書

玉東町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金の交付を受けたいので、玉東町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要項第4条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 住宅の所在地 ○○町○○1234
- 2 補助対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事
- 3 補助対象経費 金 円
- 4 補助金交付申請額 金 円
- 5 完了予定日 平成 年 月 日
- 6 添付書類

令和6年2月28日までに完了すること。

※添付書類については、別に定める事項に掲げる書類を添付すること。

捨印を押印

印

玉東町長 前田 移津行 様

委 任 状

(耐震改修設計・耐震改修工事)

私は、田中 建太郎を代理人(窓口に来る方)と定め、下記の事項を委任しました。

(1. または2. に○をつけてください。)

1. 玉東町戸建て木造住宅耐震改修事業に係る申請及び報告等の手続きにおける一切を委任します。

2. 玉東町戸建て木造住宅耐震改修事業に係る申請及び報告等のうち一部を委任する場合は、下記の項目から該当する事項に○をつけてください。

補助金交付申請 (第4条)	変更申請 (第7条)
補助事業の中止又は廃止(第8条)	完了期日の変更 (第9条)
状況報告 (第11条)	中間検査 (第13条)
完了実績報告 (第14条)	補助金の請求及び交付 (第16条)
完了報告後の報告等 (第20条)	

対象住宅の所在地

申請者 (委任する方) 住 所 **〇〇町〇〇1234**

氏 名 **熊 本 太 郎** 印

代理人 (委任される方) 住 所 **〇〇町〇〇567**

氏 名 **田 中 建 太 郎** 印

様式第2号－1様式（第4条関係）

補助対象事業実施計画書（耐震改修設計）

申請者氏名		熊 本 太 郎				
建 物 概 要	住宅の所在地	〇〇町〇〇1234				
	用 途	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他）				
	床 面 積		住宅部分	住宅以外の部分	合 計	
		昭和56年5月31日以前に建築した面積	(1階)70.39㎡ (2階)28.88㎡	0㎡	(1階)70.39㎡ (2階)28.88㎡	
		昭和56年6月1日以降に建築した面積	(1階)4.23㎡	0㎡	(1階)4.23㎡	
		合 計	103.50㎡	0㎡	103.50㎡	
	建築年月日	昭和54年 4月30日 年 月 日				
建築確認 番号年月日	昭和54年1月31日 第1234号 年 月 日 第 号					
耐震診断結果 (上部構造評点)	1階	X	0.65	Y	0.73	
	2階	X	0.83	Y	0.91	
	3階	X		Y		
耐震改修設計に係る設計士の概要	事務所名	株式会社 田中建築設計事務所				
	代表者名	田中 建太郎				
	所在地	〇〇町〇〇567				
	電話番号	096-111-3333				
総事業費	契約額（消費税込）			400,000円		
補助対象事業費	耐震改修設計に要する費用① （消費税込）			400,000円		
補助対象限度額	②			300,000円		
補助対象経費	①又は②の少ないほうの金額・・・③			300,000円		
補助金交付申請額	③×2/3（上限20万円） ※千円未満切捨			200,000円		
事業実施予定期間	令和5年8月20日～令和5年12月10日（予定）					
平成28年熊本地震による被災状況	罹災証明書：全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊 その他：（ ）					
備 考						

補助対象事業実施計画書（耐震改修工事）

申請者氏名		熊 本 太 郎							
建 物 概 要	住宅の所在地	〇〇町〇〇1234							
	用 途	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他）							
	床 面 積		住宅部分			住宅以外の部分		合 計	
		昭和56年5月31日以前に着工した面積	(1階)70.39 m ² (2階)28.88 m ²	0 m ²		(1階)70.39 m ² (2階)28.88 m ²			
		昭和56年6月1日以降に増築した面積	(1階)4.23 m ²	0 m ²		(1階)4.23 m ²			
		合 計	103.50 m ²	0 m ²		103.50 m ²			
	建築年月日	昭和 54 年 4 月 30 日							
		年 月 日							
	建築確認 番号年月日	昭和 54 年 1 月 31 日 第 1234 号							
		年 月 日 第 号							
年 月 日 第 号									
耐震診断結果 (上部構造評点)		改修前				改修後			
	1階	X	0.65	Y	0.73	X	1.05	Y	1.15
	2階	X	0.83	Y	0.91	X	1.08	Y	1.21
	3階	X		Y		X		Y	
耐震改修工事の 工事監理者の概要	事務所名	株式会社 田中建築設計事務所							
	代表者名	田中 建太郎							
	所在地	〇〇町〇〇567							
	電話番号	096-111-3333							
耐震改修工事の 施工業者の概要	施工業者名	株式会社 海山工務店							
	代表者名	海山 二郎							
	所在地	〇〇町〇〇789							
	電話番号	096-222-5555							

総事業費	耐震改修工事費総額（消費税込）	2,000,000 円
	工事監理費総額（消費税込）	200,000 円
	合計・・・①	2,200,000 円
補助対象事業費	耐震改修工事費（消費税込）	1,500,000 円
	工事監理費（消費税込）	150,000 円
	合計・・・②	1,650,000 円
補助対象限度額	③	1,200,000 円
補助対象経費	②又は③の少ないほうの金額・・・④	1,200,000 円
補助金交付申請額	④×1/2（上限 60 万円） ※千円未満切捨	600,000 円
耐震改修工事の 予定期間	令和5年 12 月 15 日～令和6年 2 月 28 日（予定）	
平成 28 年熊本地震に よる被災状況	罹災証明書：全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊 その他：（ ）	
備 考		

申請住宅に「共有者」がない場合、この書類を提出する必要はありません。

記入例（共通）

別記第4号様式（第4条関係）

印

年 月 日

捨印を押印

玉東町長 前田 移津行 様

玉東町戸建て木造住宅耐震改修等事業承諾書

私が所有する下記住宅について、玉東町戸建て木造住宅耐震改修等事業による以下の事業を実施することを承諾します。

- 1 住宅の所在地 ○○町○○1234
- 2 対象事業 耐震改修設計、耐震改修工事・建替え工事・耐震シェルター工事

- 3 申請者 住 所 ○○町○○1234
氏 名 熊 本 太 郎
電話番号 096-333-1234

申請書と同じ印鑑を使用してください。

- 4 所有者 住 所 ○○町○○1234
(申請者以外 氏 名 熊 本 花 子
の共有者等)

共有者、賃借人がいる場合に記入（※印鑑は申請者と異なるものを使用してください）

住 所
氏 名 印

住 所
氏 名 印

住 所
氏 名 印

備考：この様式は、所有者以外の居住者等が申請する場合又は所有者が複数人いる場合に使用する。

玉東町町税滞納有無調査承諾書

玉東町戸建て木造住宅耐震改修等事業の補助金交付申請に伴い、玉東町町税（延滞金を含む）滞納の有無を調査されることを承諾します。

年 月 日

玉東町長 前田 移津行 様

住宅の所在地 ○○町○○1234

所有者（申請者） 住 所 ○○町○○1234
氏 名 熊 本 太 郎

印
申請書と同じ印鑑を使用してください。

共有者 住 所 ○○町○○1234
氏 名 熊 本 花 子

印

住 所
氏 名 印

※ 氏名欄には玉東町在住で住宅の所有者となるすべての方を記入してください。

税務課確認欄

課 長	担 当

所有者 滞納なし ・ 滞納あり
(共有者) 玉東町町民税・固定資産税・軽自動車税・その他
上記のとおり確認しました。
税務課長